

高度救命処置用資機材仕様書

第1 概要

- 1 この仕様書は、埼玉西部消防組合が購入する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この高度救命処置用資機材は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日付消防消第49号）、関係法令及び通達の定める高規格救急自動車・高度救命処置用資機材としての要件に適合すると共に本仕様書に基づき製作するものとする。
- 3 製作工程において発生する廃棄物等の処理にあつては、環境に配慮し可能な限りリサイクルするとともに、排出量を抑制するよう努めること。

第2 車両特殊機装

高規格救急自動車（別表1）及び車両特殊機装（別表2）は別途契約する高規格救急自動車販売業者が行うが、酸素吸入装置（酸素呼吸器）の取り付けに当たっては当該販売業者と調整の上、実施すること。

- 1 フェイスマスクは、アンプ社のNo.2、No.4、No.5を各3個積載すること。
- 2 酸素マスク（ハドソン型）成人用（10個入）2箱、小児用（10個入）2箱を積載すること。

第3 取付品及び付属品

取付品及び付属品は、別表3に掲げるもので、メーカー標準付属品付きとし、取扱い等を十分考慮し、取付け又は積載すること。

- 1 酸素呼吸器は、加湿流量計（15リットル用）付き酸素吸入及び人工蘇生装置（減圧弁ヨーク型）とする。
- 2 加湿流量計は、2連式（オキシパック加湿流量計OX-III S）とし、2名が同時に使用できる構造とすること。

なお、加湿流量計、アルミ製酸素ポンプ及びレギュレータに係る配管及び取付けは、別途契約する高規格救急自動車の請負業者が行うので、納品について当消防局の指示を受けること。

第4 高度救命処置用資機材

高度救命処置用資機材は、別表4に掲げるもので、メーカー標準付属品付きとし、最善の注意を払い取付け又は積載すること。必要に応じ当消防局の指示を受けること。また、配線、配管あるいは届出等が必要なものは受注者が行うこと。

第5 応急処置等に必要な資機材

応急処置等に必要な資機材は、別表5に掲げるもので、メーカー標準付属品付きとし、最善の注意を払い取付け又は積載すること。必要に応じ当消防局の指示を受けること。

また、配線、配管あるいは届出等が必要なものは受注者が行うこと。

第6 指示事項

- 1 本仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、当消防局と協議の上、承認を受けること。
- 2 本仕様書に記載されていない事項についても、本事業に必要と認めるものについては工作、納品すること。
- 3 本仕様書にて特に指示のないものについては、それぞれのメーカー標準仕様とすること。
- 4 酸素ボンベは、ボンベ所有者の記号番号を打刻すること。
- 5 納品の際は、高度救命処置用資機材等の取扱説明書を提出するとともに、当消防局職員に取扱いの説明を行うこと。
- 6 納品時の点検整備は、細部にわたり実施すること。
- 7 その他当消防局の指示する書類を提出すること。
- 8 本仕様書に記載されている規格については、同等品以上とすること。
- 9 納入数 高規格救急自動車3台分
- 10 納入期限 令和7年3月19日
- 11 納入場所 飯能市大字小久保291番地 埼玉西部消防組合飯能日高消防署

第7 検査

- 1 受注者は、完納検査の他、当消防局職員が必要と認める検査を受け、立ち会いをすること。
- 2 受注者は、検査を受けようとするときは、事前に連絡を取り当消防局の承認を受けること。
- 3 検査を受ける際は、営業及び技術担当者が立ち会うこと。
- 4 検査の結果、当消防局が不都合と認めたものについては、直ちに修復又は交換の上、再検査を受けること。
- 5 完納検査は、別途契約する救急車請負業者と一緒に受けること。

第8 保証

保証期間は納入から起算して1年間とし、通常の使用により故障、破損等の欠陥が生じたときは、速やかに無料で修理すること。ただし、艀装、組立、材質等を含む受注者側の原因により生じた故障、又はこれらの欠陥が明白であるときの修理、交換等の保証期間は本資機材の使用期間中とし、その費用は全て受注者が負担するものとする。

第9 特記事項

- 1 本契約に関する支払い方法は、納入完了後一括払いとする。
- 2 受注者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていることを証明できる者であること。